

学校関係者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応について

令和3年1月20日時点
丹波市教育委員会

1 基本的な考え方

学校関係者の感染が判明した場合及び濃厚接触者と特定された場合には、丹波市健康福祉部及び丹波健康福祉事務所の指導のもと、3の対応を行う

2 学校関係者の定義

学校関係者とは小中学校の児童生徒及び教職員をいう

3 学校関係者に感染が確認された場合の対応

(1) 感染確認及び報告

ア 医療機関から本人や保護者へ検査結果の連絡がある

※その後、健康福祉事務所から本人又は保護者への聞き取り

イ 本人又は保護者は、学校へ感染したこと（抗原検査かPCR検査陽性）の連絡を入れる

ウ 学校は学校教育課へ報告する

エ 子育て支援課（アフタースクール・認定こども園所管）へは市教委から連絡を入れる

(2) 児童生徒・保護者への対応（校内に陽性者との濃厚接触や感染拡大が想定される場合）

ア 全校生をすぐに下校させる

※感染者にかかる個人情報伝達不可

イ 全保護者に緊急メールを配信する

※配信内容：学校関係者の感染確認、全校生下校させること

家庭での感染拡大防止対策の依頼

感染者の人権への配慮等の依頼

臨時休業、濃厚接触者については分かり次第連絡すること

(3) 丹波健康福祉事務所の疫学調査

ア 調査内容

- ・陽性者の発症日以前2週間の行動歴、校内外の接触の確認
- ・マスク着用状況の確認
- ・濃厚接触者の特定
- ・PCR検査の実施検討

イ PCR検査について

・状況により感染拡大防止のために広く実施される場合がある

・多人数の場合、学校で実施される場合がある

※学校側から健康福祉事務所へリストを提出

（氏名、フリガナ、生年月日、年齢、性別、クラス、緊急連絡先）

※検査結果は健康福祉事務所→保護者→学校へ連絡

ウ 濃厚接触者の特定

・濃厚接触者本人へ健康福祉事務所から連絡がある

(4) 感染者及び濃厚接触者の出席停止

- ア 児童生徒に感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒を、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止とする
- イ 出席停止期間の基準について
 - ・ 検査結果が陽性の場合、治癒するまで
(医療機関ないし健康福祉事務所の判断に基づく)
 - ・ 検査結果が陰性の場合、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から 2 週間
- ウ 教職員に感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合には、特別休暇により出勤させない扱いとする

(5) 臨時休業の判断

市教委が、健康福祉事務所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の要否を判断する（新しい生活様式 P61～63 参照）

(6) 保護者及び関係機関への連絡

- ア 全保護者へメール配信等により連絡する
 - ・ 臨時休業、PCR 検査の実施
- イ 校医、学校薬剤師へ報告する
- ウ 学事課学校給食係へ連絡する

(7) 校内の消毒

健康福祉事務所及び学校薬剤師等の指導のもと消毒を行う

(新しい生活様式 P30～32 参照)

(8) 臨時休業中等の対応

- ア 電話連絡等による児童生徒の健康観察
- イ オンライン等による学習保障
- ウ 学校再開後の指導内容の検討
- エ 陽性児童生徒及び家族の心のケア

4 感染確認等の連絡の徹底

- (1) 健康福祉事務所等からの発表では学校関係者であることが特定できないため、児童生徒（保護者）又は教職員から、感染もしくは濃厚接触者と確認された場合は、速やかに学校に連絡いただくようにする
- (2) 上記（1）の疑いや症状に不安がある場合は、丹波健康福祉事務所（電話 0795-73-3765）又は、発熱等受診・相談センター（電話 078-362-9980）への相談を促す

5 その他

- (1) 児童生徒等の家族等が感染者（陽性者）の濃厚接触者として特定され、PCR 検査結果によっては、当該児童生徒等が濃厚接触者となるおそれがあると認められる場合においては、感染拡大防止のために、判明するまでの間は「出席停止」を基本とする
- (2) 学校関係者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応については、令和 3 年 1 月 20 日時点での内容であり、今後の動向によって変更になる場合もある